（第３条関係）（別紙様式第１号）　　　　　（基金管理団体→地方農政局長等）

　　番　　　号

　年　月　日

地方農政局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　基金管理団体

代表　○○○○

産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業実施方針の協議について

　産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書第３条に基づき、関係書類を添えて協議する。

記

添付書類　産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業実施方針（○○県）

（第３条関係）（別紙様式第２号－１）　　　　（基金管理団体→都道府県知事）

　　番　　　号

　年　月　日

都道府県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　基金管理団体

代表　○○○○

産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業実施方針の承認について

　○年○月○日付け○○で申請のあった都道府県事業実施方針について、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書第３条に基づき、承認したので通知する。

（第３条関係）（別紙様式第２号－２）　　　　（基金管理団体→地方農政局長等）

　　番　　　号

　年　月　日

地方農政局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　基金管理団体

代表　○○○○

産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業実施方針の提出について

　産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱に基づき提出のあった都道府県事業実施方針（〇〇県）について、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書第３条に基づき写しを提出する。

記

添付書類　産地生産基盤パワーアップ事業都道府県事業実施方針（○○県）

（第４条関係）（別紙様式第４号） 　　　　（基金管理団体→都道府県知事）

　　番　　　号

　年　月　日

都道府県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　基金管理団体

代表　○○○○

○○年度産地生産基盤パワーアップ事業※1都道府県助成金の交付決定の

通知について

○○年○月○日付け○○で申請のあった○○年度産地生産基盤パワーアップ事業※1都道府県助成金については、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書第４条に基づき下記のとおり交付することに決定したので通知する。

　なお、助成金交付の対象となる事業を行うに当たって、国が行っている制度融資以外からの融資を受けるため、助成対象物件を担保に供したい旨申請があったことについては承認する。

記

１　助成金交付の対象となる事業は、○○年○月○日付け○○で申請（以下「申請書」という。）のあった産地生産基盤パワーアップ事業※1（以下「事業」という。）とし、その内容は申請書の事業の内容及び計画欄記載のとおりとする。

２　事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合における事業に要する経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

　　　事業に要する経費　　金○○○○円

　　助成金の額　　　　　金○○○○円

３　事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する助成金の額の区分は、申請書の総括表記載のとおりとする。

４　産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別記２の第10の５の（４）に掲げる変更※2を行う場合は、交付等要綱別記２の第11の１の（１）の規定※2に基づき、都道府県助成金の変更交付申請を行うものとする。

５　助成金の確定額は、事業に要した配分経費ごとの実支出額に交付等要綱別表２※3に定められている補助率を乗じて得た額と、配分経費に対応する助成金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

６　県は、交付等要綱※4及び産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書（令和５年12月18日公益財団法人日本特産農産物協会制定。以下「業務方法書」という。）に従わなければならない。

７　事業の実施に当たっては、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年９月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」の運用について」（平成19年12月27日付け19経第1440号農林水産省大臣官房経理課長通知）を準用するものとし、県は、事業の厳正かつ効率的な実施に努めなければならない。

８　県は概算払により助成金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた助成金の額を遅滞なく取組主体に交付しなければならない。

９　県は、取組主体が事業により取得し又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

10　県は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

　　なお、当該財産のうち業務方法書第14条第２項に定める財産については、同条第３項に定める期間内において、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年５月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、公益財団法人日本特産農産物協会（以下「協会」という。）の承認を受けて処分したことにより、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を協会に納付させることがある。

11　助成金交付の条件は、前記６、７、８、９及び10に定めるもののほか次のとおりとする。

（１）県は、都道府県助成金交付申請書の提出に当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した各取組主体について、次の条件に従わなければならない。

　　ア　県は、都道府県助成金請求書の提出に当たって、上記の取組主体について当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して申請しなければならない。

　　イ　県は、都道府県助成金請求書の提出後に消費税の申告により上記の取組主体について当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（都道府県助成金請求書において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を業務方法書別紙様式第７号により速やかに協会に報告するとともに、協会の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

　　　　また、県は、上記の取組主体について、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について取りまとめの上、業務方法書第５条第１項の支払額の通知を受けた日から起算して３ヶ月後までに、同様式により協会に報告しなければならない。

（２）県は、取組主体助成金の交付に際しては、取組主体に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

ア　この助成金に係る法、令、交付等要綱に従うべきこと。

　イ　取組主体は、取組主体事業計画の提出に当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないため消費税相当額を含めて申請した場合、次の条件に従わなければならないこと。

　　①　取組主体は、取組主体助成金請求書の提出に当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

　　②　取組主体は、取組主体助成金請求書の提出後に消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（取組主体助成金請求書において前記①により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を業務方法書別紙様式第７号により速やかに県に報告するとともに、県の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

　　　　　また、取組主体は、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、県の指示に従い、その状況等について同様式により県に報告しなければならない。

ウ　この助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、事業終了の翌年度から起算して５ヶ年間整備保管しなければならないこと。

　　　ただし、事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、業務方法書別紙様式第８号の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならないこと。

　　エ　前記ウに基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができること。

　　オ　この助成金は、事業以外の用途に使用してはならないこと。

　　カ　取組主体は事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。

　キ　前記カの財産のうち業務方法書第14条第２項に定める財産について、同条第３項に定める期間内においては、県の承認を受けないで、助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

　　　ただし、事業を行うに当たって、助成対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が助成金交付申請書に記載してある場合は、県の承認を受けたものとすること。

　　ク　取組主体が前記キにより県の承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（３）県は、前記（２）のキにより承認するときは、承認基準の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ協会の承認を受けてから承認を与えなければならない。

　　なお、前記（２）のキのただし書の場合にあっては、協会の承認を受けたものとする。

（４）県は、前記（２）のクにより取組主体からその収入の一部に該当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を協会に納付しなければならない。

（５）県は、事業について、取組主体から助成金の返還又は返納を受けた場合は、当該助成金の国庫補助金相当額を協会に返還しなければならない。

（６）県は、地方公共団体以外の取組主体に助成金を交付するときは、取組主体に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

ア　取組主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、当該事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

イ　取組主体は、アにより売買、請負その他の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、交付等要綱別記様式第２号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないこと。

※１　交付等要綱第５のただし書きにより農産局長が別に定める実施要領に基づき行う災害等緊急に対応する事業については、件名の「産地生産基盤パワーアップ事業」、本文中の「産地生産基盤パワーアップ事業」及び前記１の「産地生産基盤パワーアップ事業」を「○○事業」とする。

２　前記４の「産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別記２の第10の５の（４）に掲げる変更」を「○○事業実施要領（平成○年○月○日付け〇食産第〇号、○生産第○号、○政統第○号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知。以下「実施要領」という。）第○の○に掲げる変更」とし、「交付等要綱第11の１の（１）の規定」を「実施要領第○の○の規定」とする。

３　前記５の「交付等要綱別表２」を「○○事業実施要領別表」とする。

４　前記６の「交付等要綱」を「産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号農林水産事務次官依命通知）」とする。

（第４条関係）（別紙様式第５号） 　　　　（基金管理団体→都道府県知事）

　　番　　　号

　年　月　日

都道府県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　基金管理団体

代表　○○○○

○○年度産地生産基盤パワーアップ事業※都道府県助成金交付決定の変更

及び追加交付決定の通知について

　○○年○月○日付け第○号で申請のあった○○年度産地生産基盤パワーアップ事業※都道府県助成金変更及び追加交付申請については、申請のとおりこれを承認し、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書第４条に基づき、○○年○月○日付け第○号による交付決定通知の記の一部を下記のように変更したので通知する。

なお、助成金交付の対象となる事業を行うに当たって、国が行っている制度融資以外からの融資を受けるため、助成対象物件を担保に供したい旨申請があったことについては承認する。

記

１　変更の対象となった事業の内容は、当該変更及び追加交付申請書記載のとおりとし、その他については、○○年○月○日付け第○号による交付決定通知のとおりとする。

２　事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりとする。

事業に要する経費　　金○○○○円

助成金の額　　　　　金○○○○円

３　事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する助成金の額は、当該変更及び追加交付申請書記載のとおりとする。

（注）１　事業に要する経費及び助成金の額の増減がない場合は、件名の「交付決定の変更及び追加交付決定の通知」を「交付決定変更の承認」とし、本文中の「○○年○月○日付け第○号で申請のあった○○年度産地生産基盤パワーアップ事業都道府県助成金変更及び追加交付申請については、申請のとおりこれを承認し、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書第４条に基づき、○○年○月○日付け第○号による交付決定通知の記の一部を下記のように変更したので通知する。」を「○○年○月○日付け第○号で申請のあった○○年度産地生産基盤パワーアップ事業都道府県助成金変更等承認申請については申請のとおりこれを承認する。」とする。

２　事業の内容の変更により事業に要する経費の増又は減及び助成金の額が減少する場合は、件名の「交付決定の変更及び追加交付決定」を「交付決定変更」とし、本文中の「変更及び追加交付申請」を「変更等承認申請」とする。

※　交付等要綱第５のただし書きにより農産局長が別に定める実施要領に基づき行う災害等緊急に対応する事業については、件名の「産地生産基盤パワーアップ事業」及び本文中の「産地生産基盤パワーアップ事業」を「○○事業」とする。

（第５条関係）（別紙様式第６号） 　　　　（基金管理団体→都道府県知事）

　　番　　　号

　年　月　日

都道府県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　基金管理団体

代表　○○○○

○○年度産地生産基盤パワーアップ事業※に係る都道府県助成金額の通知

について

○年○月○日付け○○で申請のあった〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業※1に係る都道府県助成金支払請求書について、下記のとおり都道府県助成金を交付したので、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書第５条に基づき通知する。

記

１　助成金交付額　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

２　助成金交付額の内訳

別添のとおり。

３　助成金交付対象外額及びその理由（注）

助成金交付対象外額：　　　　　　　　　　　　　　円

助成対象外となった理由：

（注）１　助成金請求額のうち助成対象外となった金額がない場合は記入不要。

※　交付等要綱第５のただし書きにより農産局長が別に定める実施要領に基づき行う災害等緊急に対応する事業については、件名の「産地生産基盤パワーアップ事業」及び本文中の「産地生産基盤パワーアップ事業」を「○○事業」とする。

（第５条関係）（別紙様式第６号）

助成金交付額の内訳

都道府県名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 都道府県助成金 | | | |
| 交付決定額 | 既交付額 | 今回交付額 | 未交付額 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |
| (収益性向上対策） |  |  |  |  |
| 整備事業 |  |  |  |  |
| ア　事業費 |  |  |  |  |
| イ　附帯事務費 |  |  |  |  |
| 生産支援事業 |  |  |  |  |
| 効果増進事業 |  |  |  |  |
| (生産基盤強化対策) |  |  |  |  |
| 農業用ハウスの再整備・改修 |  |  |  |  |
| 全国的な土づくりの展開 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

※　交付等要綱第５のただし書きにより農産局長が別に定める災害等緊急に対応する事業の場合において、その事業名称を記載するものとし、収益性向上対策から生産基盤強化対策の記載を削除する。

（第５条関係）（別紙様式第７号）　　　　　 　（取組主体→都道府県知事）

（都道府県知事→基金管理団体）

　　番　　　号

　年　月　日

都道府県知事　殿

（基金管理団体）

（代表　○○○○）

取組主体

代表　○○○○

（都道府県知事）

（○○○○）

○○年度産地生産基盤パワーアップ事業※の仕入れに係る消費税等相当額

報告書について

○○年○月○日付け○○第○○号をもって承認のあった取組について、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書第５条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　業務方法書第○条による助成金の通知額 | 金　　　　　　円 |
| （○年○月○日付けによる額の通知額） |  |
|  |  |
| ２　助成金の通知時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金　　　　　　円 |
|  |  |
| ３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金　　　　　　円 |
|  |  |
| ４　助成金返還相当額（３－２） | 金　　　　　　円 |

（注）１　その他参考となる資料を添付すること。（３の金額の積算の内訳等）

※　交付等要綱第５のただし書きにより農産局長が別に定める実施要領に基づき行う災害等緊急に対応する事業については、件名の「産地生産基盤パワーアップ事業」を「○○事業」とする。

（第14条関係）（別紙様式第８号）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（都道府県知事→基金管理団体）

財　　産　　管　　理　　台　　帳

取組主体名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施年度 | | | 年度  （西暦　　　年） | | | 農林水産省所管補助金名 | | | | 産地生産基盤パワーアップ事業（基金事業） | | | | |  |  |  |  |  | | |
|  |  |  |  |
| 番号 | 事業の内容 | | | | | | | 工期 | | | 経費の配分 | | | | | | 処分制限期間 | | 処分の状況 | | 摘要 |
| 事業区分 | 事業主体 | | 工種構造施設区分 | 施工箇所又は設置場所 | | 事業量 | 着工  年月日 | 竣工  年月日 | | 総事業費 | 負担区分 | | | | | 耐用年数 | 処分制限年月日 | 承認  年月日 | 処分の  内容 |
|
| 助成金 | 都道府県費 | 市町村費 | | その他 |
|
|  |  |  | |  |  | |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | |  |  | |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | |  |  | |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | |  |  | |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | |  |  | |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |

（注）１　処分制限年月日欄（年は元号を付さないこと又は、付す場合は西暦も記入すること）には、処分制限の終期を記入すること。

　２　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

３　摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は助成金返還額を記入すること。

４　この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

（第11条関係）（別紙様式第９号）　　　　　　　　　　（基金管理団体→農産局長）

　　番　　　号

　年　月　日

農林水産省農産局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　基金管理団体

代表　○○○○

産地生産基盤パワーアップ事業基金の基金管理状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書第11条に基づき、産地生産基盤パワーアップ事業基金の基金管理状況報告を作成したので、下記のとおり報告する。

記

○○年度産地生産基盤パワーアップ事業基金の基金管理状況報告書

１　基金収支管理概要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 収入 | | | 支出 | | |
| １　国庫補助金受入（当該年基金造成額） | | | １　助成金交付額※１ | | |
| 円 | | | 円 | | |
| うち、基金造成のための国からの | | | ２　基金管理団体事務費※２ | | |
| 交付決定額 | | | 円 | | |
|  | | | ３　国等への返納 | | |
| ２　運用益 | | | 円 | | |
| 円 | | | ４　合計 | | |
| ３　その他（　　　　　　　　　　　） | | | 円 | | |
| 円 | | | 翌半期以降における執行見込額 | | |
| ４　合計 | | | 円 | | |
| 円 | | | 事業完了後の国庫返納見込額 | | |
|  | | | 円 | | |
| 基金残高 | ○年3月末 | 円 | | ○年6月末 | 円 |
| ○年9月末 | 円 | | ○年12月末 | 円 |
| ○年3月末 | 円 | |  | |

※１：助成金交付額には、基金から支出された都道府県助成金の金額を記載する。なお、当該金額には、「３国等への返納」に記入した金額を含まないものとする。

※２：基金管理団体事務費には、１の助成金交付額に含まれない事務費がある場合に記載する。

２　都道府県、地域協議会等及び取組主体ごとの収支明細

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施主体名※1 | 地域協議会等名 | 取組主体名 | 収入 | 支出 |  | 助成金交付額 | 備考※2 |
| うち返納額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| ○○県計 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| ○○県計 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| ○○県計 |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |

※1：事業実施主体名欄には、都道府県名等を記載する。

※2：備考欄には、交付決定年度並びに交付等要綱第５のただし書きにより農産局長が別に定める事業名称を記載する。

添付書類

・基金管理団体の基金の出入りが明確となるもの（出納管理簿写しなど科目、支出目的、金額、支出相手先等の内訳があるもの）

・基金管理団体の事務費の支出がある場合には、その内容がわかるもの

・運用益が生じた場合は、その運用方法がわかるもの

（第４条関係）（別紙様式第10号）

　　番　　　号

　年　月　日

基金管理団体

代表　○○○○　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　都道府県名

　○○部長　○○○○

産地生産基盤パワーアップ事業※に係る都道府県別予算枠の不用見込額の報告について

○年○月○日付け○○第○○号で提示のあった産地生産基盤パワーアップ事業※都道府県別予算枠について、下記のとおり不用見込額が生じたので、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書第４条に基づき報告します。

記

不用見込額　　　　　　　　　　　円

※　交付等要綱第５のただし書きにより農産局長が別に定める実施要領に基づき行う災害等緊急に対応する事業については、件名の「産地生産基盤パワーアップ事業」及び本文中の「産地生産基盤パワーアップ事業」を「○○事業」とする。

（第４条関係）（別紙様式第11号）

　　番　　　号

　年　月　日

都道府県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　基金管理団体

　理事長　○○○○

産地生産基盤パワーアップ事業※都道府県別予算枠の減額提示について

○年○月○日付け○○第○○号をもって提示した産地生産基盤パワーアップ事業※都道府県別予算枠について、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書第４条に基づき変更することとしたので、別添のとおり提示します。

※　交付等要綱第５のただし書きにより農産局長が別に定める実施要領に基づき行う災害等緊急に対応する事業については、件名の「産地生産基盤パワーアップ事業」及び本文中の「産地生産基盤パワーアップ事業」を「○○事業」とする。